

省 令

○法務省令第四十五号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十七条の規定に基づき、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十三日

法務大臣 古川 敏久

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）  
 第一条 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定及び二重傍線を付した見出しを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 [略]</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>第一章 第四章 略</p> <p>第五章 計算等</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 事業報告</p> <p>第一款 第三款 略</p> <p>第四款 事業報告等の株主への提供</p> <p>（第百三十三条・第百三十三条の二）</p> <p>第六章 第八章 略</p> <p>第三編 第七編 略</p> <p>附則</p> <p>（事業報告等の提供）</p> <p>第百三十三条 [略]</p> <p>（事業報告等の提供の特則）</p> <p>第百三十三条の二 前条第三項の規定にかかわらず、株式会社の取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供事業報告（同条第一項に規定する提供事業報告をいう。以下この条において同じ。）に表すべき事項（次に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知（法第二百九十九条第二項又は第三項の規定による通知を</p>	<p>目次</p> <p>第一編 [同上]</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>第一章 第四章 同上</p> <p>第五章 計算等</p> <p>第一節 [同上]</p> <p>第二節 事業報告</p> <p>第一款 第三款 同上</p> <p>第四款 事業報告等の株主への提供</p> <p>（第百三十三条）</p> <p>第六章 第八章 同上</p> <p>第三編 第七編 同上</p> <p>附則</p> <p>（見出しを加える。）</p> <p>第百三十三条 [同上]</p> <p>（条を加える。）</p>

いう。以下この条において同じ。）を发出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法）によって行われるものに限る。）をとるときにおける前条第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、同条第三項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第百二十一条第五号及び第七号、第百二十一条第一号、第二号及び第三号の二から第六号の三まで、第百二十一条の二、第百二十五条第二号から第四号まで並びに第百二十六条第七号の二から第七号の四までに掲げる事項

二 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。

3 第一項の規定により提供事業報告に表示すべき事項が株主に対して前条第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、監査等委員会

<p>又は監査委員会が、現に株主に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に對して通知しなければならない。</p> <p>4 取締役は、提供事業報告に表示すべき事項（前条第三項の事業報告に表示すべき事項を除く。）に係る情報について第一項の措置をとる場合には、株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。</p> <p>第六章 [略]</p>	<p>第六章 [同上]</p>				
<p>備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>第六章 [略]</p>	<p>第六章 [同上]</p>				
<p>（会社計算規則の一部改正）</p> <p>第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>改正後</td> <td>改正前</td> </tr> <tr> <td> <p>目次</p> <p>【第一編】第四編 [略]</p> <p>第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件</p> <p>第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十三条―第百三十四条）</p> <p>第二章 [略]</p> <p>【第六編】第八編 [略]</p> <p>附則</p> <p>（計算書類等の提供の特則）</p> <p>第百三十三条の二 前条第四項の規定にかかわらず、株式会社が取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供計算書類（同条第一項に規定する提供計算書類をいう。以下この条において同じ。）に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主</p> </td> <td> <p>目次</p> <p>【第一編】第四編 同上</p> <p>第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件</p> <p>第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十三条・第百三十四条）</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>【第六編】第八編 同上</p> <p>附則</p> <p>【条を加える。】</p> </td> </tr> </table>	改正後	改正前	<p>目次</p> <p>【第一編】第四編 [略]</p> <p>第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件</p> <p>第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十三条―第百三十四条）</p> <p>第二章 [略]</p> <p>【第六編】第八編 [略]</p> <p>附則</p> <p>（計算書類等の提供の特則）</p> <p>第百三十三条の二 前条第四項の規定にかかわらず、株式会社が取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供計算書類（同条第一項に規定する提供計算書類をいう。以下この条において同じ。）に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主</p>	<p>目次</p> <p>【第一編】第四編 同上</p> <p>第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件</p> <p>第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十三条・第百三十四条）</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>【第六編】第八編 同上</p> <p>附則</p> <p>【条を加える。】</p>	<p>目次</p> <p>【第一編】第四編 同上</p> <p>第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件</p> <p>第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十三条・第百三十四条）</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>【第六編】第八編 同上</p> <p>附則</p> <p>【条を加える。】</p>
改正後	改正前				
<p>目次</p> <p>【第一編】第四編 [略]</p> <p>第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件</p> <p>第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十三条―第百三十四条）</p> <p>第二章 [略]</p> <p>【第六編】第八編 [略]</p> <p>附則</p> <p>（計算書類等の提供の特則）</p> <p>第百三十三条の二 前条第四項の規定にかかわらず、株式会社が取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供計算書類（同条第一項に規定する提供計算書類をいう。以下この条において同じ。）に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主</p>	<p>目次</p> <p>【第一編】第四編 同上</p> <p>第五編 計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件</p> <p>第一章 計算書類等の株主への提供（第百三十三条・第百三十四条）</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>【第六編】第八編 同上</p> <p>附則</p> <p>【条を加える。】</p>				

- 總會の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法）によって行われるものに限る。）をとるときにおける前条第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
- 一 前条第四項の措置をとる旨の定款の定めがあること。
  - 二 提供計算書類及びその附属明細書（第五号において「提供計算書類等」という。）についての会計監査報告の内容に第二百二十六条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。
  - 三 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、第二百二十八条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとする意見がないこと。
  - 四 第二百二十八条第二項後段、第二百二十八条の二第二項後段又は第二百二十九条第一項後段の規定により第二号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。
  - 五 提供計算書類等が第三百三十二条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。
  - 六 取締役会を設置していること。

21 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを株主に対して通知しなければならない。

31 第一項の規定により提供計算書類に表示すべき事項が株主に対して前条第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に株主に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。

41 取締役は、提供計算書類に表示すべき事項(前条第四項の提供計算書類に表示すべき事項を除く)に係る情報について第一項の措置をとる場合には、株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(失効)  
第二条 この省令による改正後の会社法施行規則の目次(この省令により改めた部分に限る。)並びに第百三十三条(この省令により加えた部分に限る。)及び第百三十三條の二の規定並びにこの省令による改正後の会社計算規則の目次(この省令により改めた部分に限る。)及び第百三十三條の二の規定は、令和五年二月二十八日限り、その効力を失う。ただし、同日までに招集の手続が開始された定時株主総会に係る提供事業報告(会社法施行規則第百三十三條第一項に規定する提供事業報告をいう。)及び提供計算書類(会社計算規則第百三十三條第一項に規定する提供計算書類をいう。)の提供については、これらの規定は、なおその効力を有する。

告 示

○法務省告示第百五十三号

左記の者の申請に係る日本国籍取得の件並びにこれを許可する。

令和三年十二月十三日

法務大臣 古川 敏久

住所 茨城県牛久市南1丁目18番地22

バリンター・シング 昭和44年8月15日生

ケルキート・シング 平成16年10月9日生

フラグデイナー・ユキ・ジャシー 平成19年5月6日生

住所 大阪府箕面市船場西3丁目5番13-306号

グエン・チン・ミン・タム 平成2年9月15日生

住所 東京都中央区銀座1丁目22番1-2301号

葛城 中 昭和18年9月26日生

住所 新潟県上越市春日野1丁目7番34号

王友天 昭和56年8月10日生

住所 東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目56番3号

周庭丹 昭和56年5月3日生

住所 川崎市高津区久末1586番地15

呉碧 昭和56年3月3日生

住所 千葉県印西市武西学園台3丁目11番地74

呉嘉瀟 昭和60年7月2日生

住所 千葉県美浜区打瀬3丁目13番地1

アキレス・クワール 昭和26年2月26日生

住所 神戸市長田区前原町1丁目8番2号

加藤正子 昭和20年2月9日生

住所 神戸市垂水区本多園1丁目11番6-302号

郷宇 平成8年6月3日生

住所 千葉県船橋市西船5丁目20番17-201号

劇 後 平成3年9月12日生

住所 仙台市若林区五橋3丁目1番3-815号

金正美 昭和51年3月4日生

住所 鳥取市富安1丁目34番地

朴英子 昭和18年10月23日生

住所 鳥取市賀露町北2丁目12番15号

朴和江 昭和49年6月15日生

住所 鳥取市浜坂8丁目12番14号

朴菊代 昭和52年6月7日生

住所 川崎市川崎区渡田1丁目9番5-306号

尹 源 昭和63年6月9日生

住所 島根県出雲市医大南町2丁目9番19号

関勝敏 平成8年9月3日生

住所 千葉県大網白里市四天木乙2894番地121

ニコラス・ウビジュヌ・ガルス・カールズロー

住所 昭和三十五年9月12日生

住所 神戸市東灘区住吉本町3丁目15番4-205号

李英秀 昭和42年6月23日生

住所 兵庫県西宮市薬師町1番16-101号

黄美和 昭和51年7月28日生

住所 大阪府東大阪市船田西2丁目9番23号

高泰俊 昭和58年8月16日生

住所 山口県下関市彦島角倉町2丁目1番1号

黄貴宏 平成8年10月23日生

住所 三重県三重郡菟野町大字田光2787番地114

徐 謙 昭和60年12月11日生

住所 東京都豊島区千早2丁目35番7号

尹亜也加 昭和61年11月27日生

住所 東京都豊島区南大塚1丁目31番4号

尹彰寅 平成3年5月19日生

住所 埼玉県川口市中青木5丁目2番32-605号

徐 琳 平成11年2月6日生

住所 埼玉県川口市芝2丁目26番27号

ペールゲイット・アセバス・シバタ 昭和46年2月19日生

住所 神奈川県茅ヶ崎市松風台11番20号

ブルノ・カルロツ・カワノ 平成5年6月15日生

住所 神奈川県足柄下郡市岩原888番地8

郡 維棟 平成8年8月24日生

住所 東京都府中市本宮町2丁目14番地17

呉 倫 昭和51年3月21日生

住所 東京都東久留米市下里2丁目16番5号

章 邁 昭和37年2月22日生

住所 東京都新宿区下落合1丁目10番7-1005号

張 岳 亮 平成3年9月3日生

住所 愛知県海部郡大治町大字砂子字村東8番地

1 趙佐貴江 昭和39年10月14日生

住所 京都市伏見区竹田久保町70番地8

曹 博 曉 昭和63年11月18日生

住所 京都市伏見区深草下川原町15番地

金 泰 芳 昭和48年6月29日生

住所 京都市山科区西野山中島井町97番地6

金 真 史 昭和45年4月14日生

住所 京都市南区吉祥院三ノ宮西町76番地3

李 光 史 昭和59年6月4日生

住所 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町81番地13

徐 春 明 平成5年7月10日生

住所 京都府宇治市宇治戸ノ内30番地3

申 鶴 子 昭和58年8月27日生

住所 滋賀県京都市平井2丁目9番11-103号

朴 秀 亮 昭和56年7月20日生

住所 滋賀県大津市下坂本1丁目48番27号

文 奎 雅 昭和49年9月4日生